

新旧対照表  
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）】  
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 輸入差止申立ての審査	第1章 輸入差止申立ての審査
<p>法第69条の13第1項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。）の審査の手續及びその取扱いは、次による。</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 輸入差止申立書の受付等の連絡 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記1の(2)により受け付けた「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに次の事務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関の本関知的財産調査官</u>に対し、<u>輸入差止申立てを受け付けた旨を連絡する。</u></p> <p>(2) <u>当該輸入差止申立てに関する関税法基本通達69の13-6の(1)に規定する公表の開始日について総括知的財産調査官と調整する。</u></p> <p>3 総括知的財産調査官による審査 上記2の(1)により連絡を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）」によることとする。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>4 輸入差止申立ての取下げについて 申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立書」を受け付けた後受理又は不受理の決定をするまでの間に、申立人から書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの<u>申出</u>があった場合には、これを認めるものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、関税法基本通達69の13-6(2)に基づき予想される輸入者等に対し連絡を行った場合は、当該連絡をした者に対し申立てが取り下げられた旨を連絡し、また、上記2の(1)に基づき<u>輸入差止申立てを受け付けた旨の連絡を</u></p>	<p>法第69条の13第1項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。）の審査の手續及びその取扱いは、次による。</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 輸入差止申立書等の送付 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記1の(2)により受け付けた「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに次の<u>とおり</u>「輸入差止申立書」等を送付する。</p> <p>(1) <u>総括知的財産調査官に対し、速やかに当該輸入差止申立てに関して関税法基本通達69の13-6の(1)に規定する事項を通報するとともに、「輸入差止申立書」、添付資料等及び「差止申立てに係る形式審査表」の写しを送付する。</u></p> <p>(2) <u>当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関の本関知的財産調査官</u>に対し、「<u>輸入差止申立書</u>」及び添付資料等の写しを送付する。</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査 上記2の(1)により<u>「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付</u>を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）」によることとする。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>4 輸入差止申立ての取下げについて 申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立書」を受け付けた後受理又は不受理の決定をするまでの間に、申立人から書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの<u>申し出</u>があった場合には、これを認めるものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、関税法基本通達69の13-6(2)に基づき予想される輸入者等に対し連絡を行った場合は、当該連絡をした者に対し申立てが取り下げられた旨を連絡し、また、上記2の(1)及び(2)に基づき<u>「輸入差止申立書」等を送付し</u></p>

新旧対照表  
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）】  
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行った場合には、総括知的財産調査官及び<u>他の</u>税関の本関知的財産調査官に<u>申立てが取り下げられた旨を連絡する。</u></p>	<p>ている場合には、総括知的財産調査官及び<u>送付先</u>税関の本関知的財産調査官に<u>その旨通報する。</u></p>